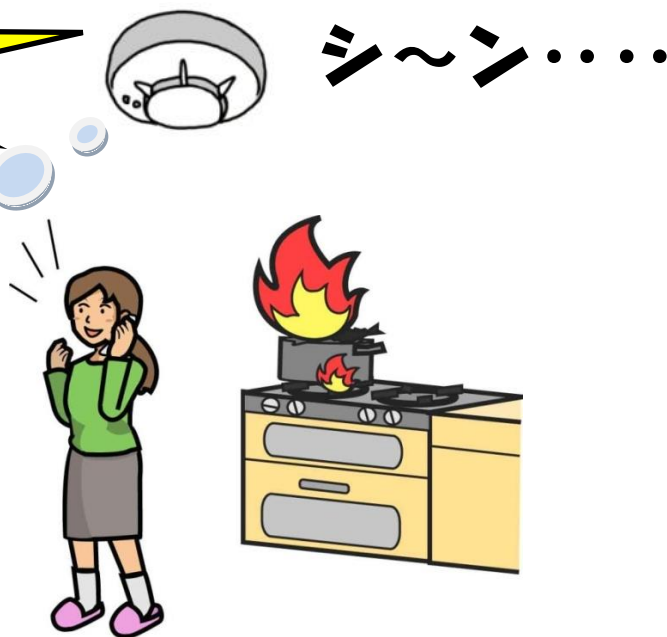


住宅用火災警報器は 10年を目安に交換しましょう！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換しましょう。

住警器くん
(10歳)ピンチ

「火事」
おっ！
を知らせる
ことができ
ないよお…



住宅用火災警報器について

■住宅用火災警報器の設置は義務です！

- ・新築/改築する住宅
→平成16年10月1日から義務化
- ・すでにお住まいの住宅
→平成22年4月1日から義務化

■点検の方法

- 月に1回作動点検をしましょう。
- ・お手入れをしましょう。
- ・テストをしましょう。

■取り付け場所

- ・居間、リビング、子供部屋、寝室などのふだん使っている居室、階段、台所の天井または壁（浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません。）
- ・自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等は、設置の必要はありません。

■交換時期

- ・電池切れの時には音声でお知らせするかピッ…ピッ…と短い音が一定の間隔で鳴ります。
- ・警報器本体の寿命はおおむね10年です。

住宅火災でなくなる方の約7割が65歳以上の高齢者です！

■住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を感知して警報音で知らせてくれるので早期発見に有効であり、逃げ遅れによる死者の発生防止につながります。

■住宅用火災警報器が「ついててよかった！」という事例がたくさんあります。

消防に関する事はお気軽にご相談ください。

東京消防庁 玉川消防署 03-3705-0119

奥沢出張所 03-3720-0119

用賀出張所 03-3700-0119

新町出張所 03-3425-0119